

【法改正による修正】 上記書籍につきまして、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の試験は、平成22年4月9日現在施行の法令等に基づいて出題されます。

ページ・位置	改正前	改正後																								
P38 下1行目の下	下記表を加える。 【提出先】 <table border="1"> <tr> <td>保険者として全国健康保険協会を選択しようとする場合</td> <td>厚生労働大臣</td> </tr> <tr> <td>保険者として健康保険組合を選択しようとする場合</td> <td>当該健康保険組合</td> </tr> </table>		保険者として全国健康保険協会を選択しようとする場合	厚生労働大臣	保険者として健康保険組合を選択しようとする場合	当該健康保険組合																				
保険者として全国健康保険協会を選択しようとする場合	厚生労働大臣																									
保険者として健康保険組合を選択しようとする場合	当該健康保険組合																									
P82 下2行目～	…健康保険被保険者報酬月額算定基礎届により毎年7月10日までに届け出なければなりません	…健康保険被保険者報酬月額算定基礎届を毎年7月10日までに、 機構又は健康保険組合に提出することにより行うものとされています																								
P90 上7行目の 解説及び表	下記に差し替える。 事業主が行う届出には、次のものがあります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な届出内容</th> <th>届書の提出先</th> <th>期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新規適用事業所の届出 (則19条) <u>過去問</u>7択</td> <td rowspan="2">厚生労働大臣 又は 健康保険組合</td> <td rowspan="5">5日以内</td> </tr> <tr> <td>② 適用事業所に該当しなくなった場合の届出(則20条) <u>過去問</u>17択</td> </tr> <tr> <td>③ 被保険者資格取得の届出 (則24条) <u>過去問</u>5択</td> <td rowspan="3">機構 又は 健康保険組合</td> </tr> <tr> <td>④ 被保険者資格喪失の届出 (則29条)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 賞与額の届出 (則27条) <u>過去問</u>13択・16択</td> </tr> <tr> <td>⑥ 事業主の変更の届出 (則31条)</td> <td>厚生労働大臣 又は 健康保険組合</td> <td rowspan="4">7月10日</td> </tr> <tr> <td>⑦ 報酬月額算定基礎届 (定時決定) (則25条) <u>過去問</u>5択</td> <td rowspan="3">機構 又は 健康保険組合</td> </tr> <tr> <td>⑧ 報酬月額変更届 (随時改定) (則26条) <u>過去問</u>11択・21択</td> <td rowspan="2">速やかに</td> </tr> <tr> <td>⑨ 育児休業等終了時報酬月額変更届 (則26条の2)</td> </tr> <tr> <td>⑩ 被保険者氏名変更届 (則28条) <u>過去問</u>7択・9択</td> <td>厚生労働大臣 又は 健康保険組合</td> <td rowspan="2">遅滞なく</td> </tr> <tr> <td>⑪ 被保険者住所変更届 (則28条の2)</td> <td>厚生労働大臣</td> </tr> </tbody> </table>		主な届出内容	届書の提出先	期限	① 新規適用事業所の届出 (則19条) <u>過去問</u> 7択	厚生労働大臣 又は 健康保険組合	5日以内	② 適用事業所に該当しなくなった場合の届出(則20条) <u>過去問</u> 17択	③ 被保険者資格取得の届出 (則24条) <u>過去問</u> 5択	機構 又は 健康保険組合	④ 被保険者資格喪失の届出 (則29条)	⑤ 賞与額の届出 (則27条) <u>過去問</u> 13択・16択	⑥ 事業主の変更の届出 (則31条)	厚生労働大臣 又は 健康保険組合	7月10日	⑦ 報酬月額算定基礎届 (定時決定) (則25条) <u>過去問</u> 5択	機構 又は 健康保険組合	⑧ 報酬月額変更届 (随時改定) (則26条) <u>過去問</u> 11択・21択	速やかに	⑨ 育児休業等終了時報酬月額変更届 (則26条の2)	⑩ 被保険者氏名変更届 (則28条) <u>過去問</u> 7択・9択	厚生労働大臣 又は 健康保険組合	遅滞なく	⑪ 被保険者住所変更届 (則28条の2)	厚生労働大臣
主な届出内容	届書の提出先	期限																								
① 新規適用事業所の届出 (則19条) <u>過去問</u> 7択	厚生労働大臣 又は 健康保険組合	5日以内																								
② 適用事業所に該当しなくなった場合の届出(則20条) <u>過去問</u> 17択																										
③ 被保険者資格取得の届出 (則24条) <u>過去問</u> 5択	機構 又は 健康保険組合																									
④ 被保険者資格喪失の届出 (則29条)																										
⑤ 賞与額の届出 (則27条) <u>過去問</u> 13択・16択																										
⑥ 事業主の変更の届出 (則31条)	厚生労働大臣 又は 健康保険組合	7月10日																								
⑦ 報酬月額算定基礎届 (定時決定) (則25条) <u>過去問</u> 5択	機構 又は 健康保険組合																									
⑧ 報酬月額変更届 (随時改定) (則26条) <u>過去問</u> 11択・21択			速やかに																							
⑨ 育児休業等終了時報酬月額変更届 (則26条の2)																										
⑩ 被保険者氏名変更届 (則28条) <u>過去問</u> 7択・9択	厚生労働大臣 又は 健康保険組合	遅滞なく																								
⑪ 被保険者住所変更届 (則28条の2)	厚生労働大臣																									
P91 上5行目～ の表 ②③④と⑥ の「届出先」 欄	保険者等	厚生労働大臣又は健康保険組合																								

P91 下 12 行目	…保険者等に…	…厚生労働大臣又は健康保険組合に…						
P91 下 9 行目～ アドバイス	アドバイスを削除							
P101 上 14 行目	…平成 21 年度については特例措置により	…平成 22 年度については特例措置により						
P109 下 8 行目	…、平成 21 年度については	…、平成 22 年度については						
P128 上 9 行目～ の表 右側 の注書き	※2 平成 21 年度については、…	※2 平成 22 年度については、…						
P129 上 2 行目～ の表 下の 注書き	※3 平成 21 年度については、…	※3 平成 22 年度については、…						
P131 下 9 行目～ の表内 「一般」の 欄	620,000 円	620,000 円※						
P131 下 9 行目～ の表の下	下記文章を加える。 ※平成 22 年度については、特例措置により「560,000 円」とされています。							
P147 上 17 行目～ のポイント の下	下記文章を加える。 参考 ii) の負担割合は、平成 22 年度については特例措置により「100 分の 10」とされています。							
P162 上 20 行目の 下	下記文章を加える。 ポイント この申出は、事業主が、所定の事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとされています（則 135 条 1 項）。							
P196 上 5 行目～	…、平成 21 年度現在も～とされています（令 4 条の 2 の 2）	…、平成 22 年度現在も～とされています（ 令 4 条の 2 ）						
P198 上 3 行目	…厚生労働大臣の定めるところにより行いません（法 7 条 2 項、令 4 条の 2）	… 機構が行います （法 7 条 2 項、 令 4 条 ）						
P212 上 5 行目	…14 日以内に、厚生労働大臣にこれを報告しなければなりません（法 12 条 4 項、則 9 条 1 項）。	…14 日以内に、 所定の事項を記載した書類を機構に送付することによって、厚生労働大臣にこれを報告しなければなりません （法 12 条 4 項、則 9 条 1 項）。						
P212 下 3 行目	…、これらの届出は、14 日以内に行わなければなりません。	…これらの届出は、 所定の事項を記載した届書を、当該事実があった日から 14 日以内に、機構に提出することによって行わなければなりません。						
P213 下 5 行目	…、種別確認の届出を厚生労働大臣に	…、種別確認の 届書を機構に						
P214 上 9 行目～ の表	表の右側に「提出先」欄を加える。							
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>届出先</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>市町村長</td> </tr> <tr> <td>厚生労働大臣</td> <td>機構</td> </tr> </tbody> </table>		届出先	提出先	市町村長	市町村長	厚生労働大臣	機構
届出先	提出先							
市町村長	市町村長							
厚生労働大臣	機構							

P215 上 7 行目～ の表	表の右側に「提出先」欄を加える。						
	<table border="1"> <tr> <th>届出先</th> <th>提出先</th> </tr> <tr> <td>厚生労働大臣</td> <td>機構</td> </tr> </table>	届出先	提出先	厚生労働大臣	機構		
届出先	提出先						
厚生労働大臣	機構						
P216 上 13 行目	…、当該書類を厚生労働大臣に	…、当該書類を 機構 に					
P216 下 8 行目	…届書の提出が義務づけられています。	…届書の 機構への 提出が義務づけられています。					
P220 下 1 行目の 下	下記文章を加える。 参考 裁定請求書は、原則として機構に提出することとされていますが、老齢福祉年金に係る裁定請求書は、厚生労働大臣に提出します。						
P247 上 8 行目	平成 21 年度における改定率は、1.006 とされています。	削除					
P247 下 6 行目	参考の下に下記文章を加える。 平成 22 年度においては、名目手取り賃金変動率が 0.974、物価変動率が 0.986 であるため、改定率は、物価変動率を基準として改定されます。 平成 22 年度の改定率は、 0.992 とされています（ $\div 1.006$ （前年度の改定率） $\times 0.986$ ）。						
P248 下 10 行目～ 11 行目	現在、まさにその現象が起きており、～賃金変動率を基準としています。	削除					
	下記文章を上記に差し替えて加える。 平成 22 年度の改定率は、名目手取り賃金変動率より物価変動率が高く、かつ名目手取り賃金変動率が「1」を下回ったため、物価変動率を基準として改定されます。したがって、新規裁定者の改定率と同じく、 0.992 とされています。						
P249 下 4 行目～ 1 行目 (3箇所)	平成 21 年度	平成 22 年度					
P250 上 16 行目～	なお、平成 21 年度現在は、据え置かれた－1.7%のうち－0.9%分が解消されており、解消の済んでいない分は－0.8%となっています。	なお、平成 22 年度現在は、据え置かれた－1.7%から、さらに 0.5%広がり 、解消の済んでいない分は －2.2% となっています。					
P250 下の表	表の右側に下記欄を加える。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>21 年</td></tr> <tr><td>－1.4%</td></tr> <tr><td>22 年度</td></tr> <tr><td>据置き</td></tr> <tr><td>792,100</td></tr> </table>		21 年	－1.4%	22 年度	据置き	792,100
21 年							
－1.4%							
22 年度							
据置き							
792,100							
	表の下に下記文章を加える。 平成 22 年度は、平成 21 年の物価変動率が－1.4%となりましたが、平成 19 年度と平成 21 年度の物価変動率の上昇分（0.3%+1.4%=1.7%）との差が+0.3%（=1.7%－1.4%）になるため、物価スライド特例措置に係るスライド率は据置きとなり、年金額も前年度と同額となっています。						
P271 下 9 行目～ の表	「原則」の表を下記に差し替える。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">原則 (平成 22 年度)</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">780,900 円×改定率×125/100 (=968,400 円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">780,900 円×改定率 (=774,700 円)</td> </tr> </table>		原則 (平成 22 年度)	1 級	780,900 円×改定率×125/100 (=968,400 円)	2 級	780,900 円×改定率 (=774,700 円)
原則 (平成 22 年度)	1 級	780,900 円×改定率×125/100 (=968,400 円)					
	2 級	780,900 円×改定率 (=774,700 円)					

P272 上 13 行目～ の表 「価額」欄	<table border="1"> <tr><th>平成 21 年度 価 額</th></tr> <tr><td>226,000 円</td></tr> <tr><td>75,300 円</td></tr> </table>	平成 21 年度 価 額	226,000 円	75,300 円	<table border="1"> <tr><th>平成 22 年度 価 額</th></tr> <tr><td>222,900 円</td></tr> <tr><td>74,300 円</td></tr> </table>	平成 22 年度 価 額	222,900 円	74,300 円	
平成 21 年度 価 額									
226,000 円									
75,300 円									
平成 22 年度 価 額									
222,900 円									
74,300 円									
P272 下 1 行目	…、その年額は 1,208,000 円（平成 21 年度 価格）である。	…、その年額は 1,191,300 円 （平成 22 年度 価格）である。							
P273 上 2 行目～	金額の計算式を下記に差し替える。 780,900 円×0.992（平成 22 年度の改定率） ≒774,700 円（障害等級 2 級の額） 774,700 円×1.25= 968,400 円 （障害等級 1 級の額） 224,700 円×0.992= 222,900 円 （子の加算の額） 【合 計】968,400 円+222,900 円= 1,191,300 円								
P282 上 4 行目	…より算定した平成 21 年度価額は、	…より算定した平成 22 年度価額は、							
P299 上 14 行目～ の表	「平成 21 年度価額」欄を下記に差し替える。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>平成 22 年度価額</th></tr> <tr><td>45,300 円</td></tr> <tr><td>90,600 円</td></tr> <tr><td>135,900 円</td></tr> <tr><td>181,200 円</td></tr> <tr><td>226,500 円</td></tr> <tr><td>271,800 円</td></tr> </table>		平成 22 年度価額	45,300 円	90,600 円	135,900 円	181,200 円	226,500 円	271,800 円
平成 22 年度価額									
45,300 円									
90,600 円									
135,900 円									
181,200 円									
226,500 円									
271,800 円									
P299 上 14 行目～ の表右側の 吹き出し	平成 21 年度の保険料は 1 月 14,660 円で、 43,980 円は、その 3 倍に当たります。	平成 22 年度の保険料は 1 月 15,100 円 で、 45,300 円 は、その 3 倍に当たります。							
P307 下 2 行目～	…、平成 21 年度の各月における保険料額は 14,660 円とされています。	…、平成 22 年度の各月における保険料額は 15,100 円 とされています。							
P308 上 1 行目～ の表	「平成 22 年度」欄を下記に差し替える。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>14,980 円</td> <td>1.008</td> <td>15,100 円</td> </tr> </table>			平成 22 年度	14,980 円	1.008	15,100 円		
平成 22 年度	14,980 円	1.008	15,100 円						
P309 上 6 行目	⇒平成 21 年度の保険料改定率は、0.997 とさ れています。	⇒平成 22 年度の保険料改定率は、 1.008 とさ れています。							
P315 下 7 行目	…厚生労働大臣の指定する職員へ提出	…厚生労働大臣に提出							
P317 上 6 行目	…14 日以内に提出	…14 日以内に 機構 に提出							
P380 上 9 行目～ の「ポイント」 下	下記文章を加える。 ⇒ 申出は、 所定の事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとされて います。								
P381 上 7 行目の 表の上	下記文章を加える。 次表左欄の厚生労働大臣への届出は、所定の事項を記載した届書等を右欄の期限までに、 機構に提出することによって行います。								

P383 上 1 行目の 表の上	下記文章を加える。 次表左欄の厚生労働大臣への届出は、所定の事項を記載した届書を右欄の期限までに、機構に提出することによって行います。							
P384 上 1 行目の 表の上	下記文章を加える。 次表左欄の厚生労働大臣への届出は、所定の事項を記載した届書等を右欄の期限までに、機構に提出することによって行います。							
P403 下 1 行目の 下	下記文章を加える。 ポイント 平成 22 年度については、国民年金法による新規裁定者の改定率の改定と同様、新規裁定者の再評価率についても「物価変動率」を基準として改定されています。詳しくは、Lesson 2 国民年金法 § 4 の「新規裁定者の改定率の改定」を参照してください。							
P404 上 10 行目～ 13 行目	ポイント 平成 21 年度については、～ を参照してください。	削除						
P407 上 3 行目	● 平成 21 年度の従前額改定率は、1.007 とされています	● 平成 22 年度の従前額改定率は、 0.993 とされています						
P410 上 14 行目～ の表	「平成 21 年度価額」欄を下記に差し替える。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">平成 22 年度 価額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">222,900 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">74,300 円</td></tr> </table>		平成 22 年度 価額	222,900 円	74,300 円			
平成 22 年度 価額								
222,900 円								
74,300 円								
P411 上 4 行目～ の表	「平成 21 年度価額」欄を下記に差し替える。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">平成 22 年度 価額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">32,900 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">65,800 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">98,700 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">131,500 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">164,500 円</td></tr> </table>		平成 22 年度 価額	32,900 円	65,800 円	98,700 円	131,500 円	164,500 円
平成 22 年度 価額								
32,900 円								
65,800 円								
98,700 円								
131,500 円								
164,500 円								
P422 (3) 支給停 止となる額 の 1 行目及 び下の図 (2 箇所)	48 万円	47 万円						
P430 上 1 行目～ の表 「改定率」 欄	1.006 (平成 21 年度価額)	0.992 (平成 22 年度価額)						
P434 下 8 行目～ の表 「支給停止 調整変更 額」欄	48 万円	47 万円						

P435 上 2 行目～ の表及び下 のグラフ内 (8 箇所)	48 万円	47 万円
P458 下 2 行目	…=1,178,400 円 (平成 21 年度価額)	…=1,162,000 円 (平成 22 年度価額)
P466 下 1 行目	法定額 785,600 円×3/4=589,200 円	平成 22 年度法定額 774,700 円×3/4=581,000 円
P467 上 12 行目	… (平成 21 年度価額) とされています。	… (物価スライド特例措置による平成 22 年度価額) とされています。
P522 下 9 行目	…届出をしなければなりません。	…届出を 機構 にしなければなりません。
P557 上 8 行目	※ ③…、平成 21 年度は特例措置により	※ ③…、平成 22 年度は特例措置により
P578 上 13 行目～ の図 グレーの矢 印の中	「保険料」の下 1 割 「後期高齢者交付金」の下 4 割	約 1 割 約 4 割
P578 下 8 行目～ の図 グレーの矢 印の中	「保険料」の下 1 割 「後期高齢者交付金」の下 9 割	約 1 割 約 9 割
P578 下 1 行目	(平成 20 年度、21 年度は 100 分の 10 でした)	(平成 22 年度、 23 年度は 100 分の 10.26 です)
P612 下 6 行目の 上	下記文章を加える。 (4) 届出 船舶所有者は、被保険者の資格の取得、喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項について、厚生労働大臣に届け出なければなりません。 ⇒ 当該届出は、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出することによって行うものとされています。	
P673 下 5 行目	…平成 21 年度における	…平成 22 年度における
P673 下 3 行目～ の表	下記に差し替える。	
	障害等級 1 級	1 月につき、50,000 円
	障害等級 2 級	1 月につき、40,000 円

【原稿の追加】 解説の補足に下記の文章を加えます。

ページ・位置	追加原稿	
P129 上 13 行目 参考の下 と 上 20 行目の下 (2 箇所)	下記文章を加える。 参考 旧被保険者 75 歳到達月の高額療養費算定基準額は、前記の額を 2 分の 1 にした額となります。	
P268 下 3 行目の下	【20 歳前傷病による障害に基づく事後重症の障害基礎年金】の解説の下に下記文章を加える。 注意 20 歳前傷病による障害に基づく事後重症の障害基礎年金は、65 歳に達する日の前日までの間に 請求 したときに 受給権が発生 し、請求があった月の翌月から支給が開始されます。	
P621 上 13 行目の下	下記文章を加える。 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者、独立行政法人等職員被保険者については、一般保険料率は、災害保健福祉保険料率のみとされています。	
P621 下 6 行目～の表 「強制被保険者の」欄	船舶所有者と被保険者で負担します。	船舶所有者と被保険者で負担 (災害保健福祉保険料率に係る保険料は、船舶所有者がその全額を負担) します。

【正 誤】 本書籍につきまして、以下のような記述の誤りがありました。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正				
P131 下 2 行目～	算定された高額介護合算療養費は、～健康保険の被保険者及び介護保険の被保険者からそれぞれ支払が行われます。	算定された 支給額 は、～健康保険の被保険者から 高額介護合算療養費 として、介護保険の被保険者から 高額医療合算介護サービス費等 としてそれぞれ支払が行われます。				
P155 上 6 行目～の図	図中左上の「厚生労働大臣」の囲みを下記に修正。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>厚生労働大臣・政府</td> </tr> </table>		厚生労働大臣・政府			
厚生労働大臣・政府						
P170 上 12 行目～の表 見出し	(1)と(2)の「被保険者等」とは	(1)～(3)の「被保険者等」とは				
P171 上 15 行目～の表	「原則」欄の下、下記見出しの欄を加える。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">原則</td> <td style="text-align: center;">年 14.6%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">督促が保険料に係るものであるとき</td> </tr> </table>		原則	年 14.6%	督促が保険料に係るものであるとき	
原則	年 14.6%					
督促が保険料に係るものであるとき						
P196 下 7 行目	…の間に給付水準の	…の間に 前述 § 14(1) の給付水準の				
P198 上 5 行目	…第 2 号被保険者に生計を維持されている者は、	…第 2 号被保険者 である配偶者 に生計を維持されている者は、				
P216 上 13 行目	…、毎年、指定日までに、	…、 指定期限又は 指定日までに、				

P239 上から 2 つ目の 図	図右端の「保険料納付済期間」を下記のように修正する。	
	S36. 4. 1	S55. 3. 31 S61. 4. 1
	合算対象期間	任意加入期間 強制加入期間
P241 上 1 行目の図	図の上、右端に「S61. 3. 31」を加える。	
	S36. 4. 1	S61. 3. 31
	合算対象期間	保険料納付済期間
P256 上 2 行目	…、65 歳到達後となります。	…、65 歳以後となります。
P265 下 1 行目の図	図のグレーの矢印上に「65 歳」を加える（それ以外は、もとのまま）。	
	<p style="text-align: center;">平成 6 年 11 月 9 日</p>	
P276 上 9 行目の下	上 14～15 行目の文章を「ポイント」に替え、上 9 行目の下に移動する。	
	「ポイント」 厚生年金保険の被保険者になったことによって支給停止されることはありません。 過去問…8 択・10 択・15 択	
P301 上 8 行目	過去問…	削除
P325 上 16 行目～の表	「原則」欄の下、下記見出しの欄を加える。	
	原則	年 14.6%
	督促が保険料に係るものであるとき	
P372 上 8 行目～	…、老齢厚生年金の規定においては	…、老齢厚生年金の規定においては
P414 下 7 行目	「20 歳以上 60 歳未満の被保険者期間の月数」	「20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数」
P417 下 2 行目	…、65 歳台後半の	…、60 歳台後半の
P485 下 5 行目	過去問…12 択	過去問…21 択
P526 下 4 行目	(法 133 条 1 項)	(法 133 条)
P542 上 2 行目	発行年月	発効年月
P583 上 15 行目	…配慮して行わなければなりません。	…配慮して行われなければなりません。
P611 上 3 行目	協会の理事長は、定款の変更や	協会の理事長は、船員保険事業に係る部分について、定款の変更や
P611 下 6 行目～	国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員以外の独立行政法人等に常時勤務することを要する者である…	国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（特定独立行政法人以外の独立行政法人等に常時勤務することを要する者に限ります）である…
P615 上 11 行目	…又は被保険者であった者が出産したときは、	…又は被保険者であった者（後期高齢者医療の被保険者である者を除きます）が出産したときは、
P670 上 4 行目	…、各地方厚生局に	…、各地方厚生局（地方厚生支局を含みます）に